

わが国と米国における 自己株式取引の会計・開示の特徴および問題点

藤 木 潤 司

キーワード

会計学的性格
法的性格
払込資本
留保利益
分 配
配 当
制 約

目 次

- 1 はじめに
- 2 自己株式取引の会計学的性格
 - (1) わが国の会計基準における自己株式取引の会計処理および表示方法
 - (2) 米国の会計基準における自己株式取引の会計処理および表示方法
 - (3) 自己株式取引の会計学的性格
- 3 自己株式取引の法的性格
 - (1) わが国の商法における自己株式取引の法的性格
 - (2) 米国の「MBCA」における自己株式取引の法的性格
- 4 自己株式取引の会計・開示に対する商法（会社法）規定の制約
 - (1) わが国の状況
 - (2) 米国の状況
- 5 2つの次元からの自己株式取引の会計・開示に関する検討
- 6 おわりに

1 はじめに

2001年の商法改正によって、自己株式については、その保有目的、金額および数量の制限を受けることなく、配当可能限度額を基礎とした金額を上限とした範囲内における取得が認められることとなった。このことから、わが国においても、自己株式取引が増加する傾向がみられており、投資意思決定情報における自己株式取引に関する会計情報の重要性が高まってきているといえる¹⁾。自己株式取引に関する会計基準として、わが国では、2002年2月に、企業会計基準委員会から企業会計基準第1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（以下、「企業会計基準第1号」という。）が公表されている。「企業会計基準第1号」では、自己株式を取得した場合には、その取得原価を資本の部に対する経過的控除項目として会計処理および表示すべきとされている（第19項および第20項）。なお、このようにして自己株式を表示する方法は、商法に基づいて作成される財務諸表（計算書類）においても認められている方法である（商法施行規則第91条）。

一方、わが国のみならず、米国の自己株式取引に係る会計基準および会社法の規定について

1) ちなみに、2002年10月18日付けの日本経済新聞（夕刊）によると、上場会社1,645社の2001年度末の連結財務諸表において計上された自己株式の金額は、合計で9,280億円となり、この金額は、2000年度末（商法改正前）のものと比較して約3倍の金額であると伝えられている。なお、この金額には、子会社が以前から保有する親会社株式の金額も含まれているとのことである。

着目すると、米国では、1965年10月に、会計原則審議会（APB）から APB 意見書第 6 号「会計研究公報の現状」（以下、「APBO6」という。）が公表されている。「APBO6」では、自己株式が、その取得目的に応じて 2 つ（① 消却を目的する自己株式および ② これ以外の自己株式）に区分されたうえで、それぞれに対して適用すべき会計処理方法が示されている。また、米国の会社法における自己株式に係る規定についてみると、例えば、米国法曹協会から公表されている模範事業会社法（以下、「MBCA」という。）では、自己株式の取得および配当が、「分配（distribution）」という概念に包摂されている²⁾。なお、わが国では、2003年10月に、法制審議会会社法（現代化関係）部会から「会社法制の現代化に関する要綱試案」（以下、「試案」という。）が公表されているが、この「試案」においても、自己株式の取得を、利益の配当、中間配当ならびに資本金および資本準備金の減少に伴う払戻しとともに「剰余金の分配」という概念で整理したうえで、これらに対して統一的な規制を行うことが提案されている³⁾。このように、「MBCA」および

「試案」では、自己株式の取得および留保利益の配当について、これらを会社財産の社外流出という 1 つの観点から規制することが提案されている。

本稿の主たる目的は、上述の会計基準および商法（会社法）の自己株式取引に係る規定を手がかりとして、わが国と米国における自己株式取引の会計・開示の特徴および問題点を明らかにすることである。なお、投資意思決定情報を作成する際の規範となる会計基準と、会社をめぐる利害関係の調整のための規範である商法（会社法）とは、それぞれの果たすべき社会的な役割に相違があると考えられる。したがって、会計基準において示されている自己株式取引の会計処理および表示方法の合理性と、商法（会社法）における自己株式に係る規定の合理性については、異なる次元から検討すべき問題であるといえる。ただし、会計基準および商法（会社法）の規定は、両者のうちいずれか一方のみが適用されるものではなく、とくに公開会社が自己株式取引を行う場合には、会計基準のみに準拠するのではなく、商法（会社法）の自己株式に関する規定についても遵守しなければならない。したがって、商法（会社法）の自己株式に関する規定が、会計基準において示される自己株式取引の会計処理および表示方法に対して一定の制約を及ぼすこともありえる。このことを踏まえたうえで、本稿では、自己株式取引に係る会計基準および商法（会社法）の規定について、順次検討を加えていくことにする。すな

2) 現在、この「MBCA」と実質的に同様の内容を有する会社法（州法）が、米国の半数の州において制定されている。

3) この「試案」は、法制審議会会社法（現代化関係）部会における審議の中間的な成果として公表されたものであり、商法第二編、有限会社法などの会社法制の現代化を図るうえで留意すべきと考えられる事項についてとりまとめたものである。「試案」では、会社法制の現代化を図るうえでの基本方針として、①会社法制の現代語化および②実質改正という 2 つの方針が示されている。まず、①会社法制の現代語化に関する方針としては、片仮名文語体で表記されている商法第二編および有限会社法の平仮名口語体化を図るとともに、商法第二編、有限会社法などの会社法制に関する各規定を 1 つの法典（会社法（仮称））として再編成を行うとされている。次に、②実質改正の方針としては、これまで幾度にわたって改正が重ねられてきた会社法制の全体的な整合性を図るため、会社に係る諸制度間の規律の不均衡の是正を行うとともに、社会経済情勢の変化に対応するために各種制度の見直しなどを行うとされている（第一部ノ

ノの 1 および 2)。なお、「試案」では、自己株式に関する規制についても、改正の対象項目として取り上げられている。具体的には、自己株式の買受・売却についての規制、自己株式を保有する株主の権利内容に関する規制、自己株式の取得に関する財源規制、自己株式の処分差益の取扱いに関する規制などが検討の対象項目とされている（第四部の第三の 2 ないし 5 ならびに第四部の第五の 1 および 2)。「試案」における会社法制の現代化の基本方針については、江頭憲治郎・森本滋・相澤哲・永井智亮「座談会『会社法制の現代化に関する要綱試案』をめぐって」『商事法務』第 1685 号（2004 年 1 月 5 日）、8-10 ページを参照。

わち、まず、わが国と米国の会計基準に着目し、ここで提案され、実践されている自己株式取引に係る会計処理および表示方法の特徴について検討する。次に、わが国の現行の商法および米国の「MBCA」の自己株式に係る規定を手がかりとして、自己株式取引の法的性格について検討する。さらに、わが国では、商法における自己株式に関する規定が、会計基準における自己株式取引の会計処理および表示方法に対して一定の制約を及ぼしているという事実を明らかにする。このような制約の事実を明らかにしたうえで、本稿では、最後に、投資者の意思決定に有用な会計情報を提供するとともに、企業を取り巻く種々の利害関係者の利害の調整にも資する自己株式取引に係る会計・開示のあり方を探究するために、今後検討すべきと考えられる課題を明らかにする。

2 自己株式取引の会計学的性格

(1) わが国の会計基準における自己株式取引の会計処理および表示方法

わが国の「企業会計基準第1号」では、企業は、取得した自己株式については、これを当該自己株式の取得原価をもって資本の部から控除することが要求されており、さらに、期末に保有する自己株式については、これを資本の部に対する控除項目として、資本の部の末尾に表示しなければならないとされている（第19項および第20項）。また、自己株式を処分した場合に、当該自己株式の取得原価と処分の対価との差額として自己株式処分差益が生じたときは、これを、その他資本剰余金として計上すべきとされている（第21項）⁴⁾。なお、保有する自己株式を消却する場合には、取締役会等の意思決定機関によって定められた結果に従って、当該自己株式の消却手続きが完了したときに、自己株式

の取得原価を資本項目（その他資本剰余金および当期末処分利益）から減額すべきとされている（第25項および第26項）。これらの会計処理および表示方法から明らかなように、「企業会計基準第1号」では、自己株式取引において損益が計上されることは認められていない。いいかえれば、自己株式取引の会計学的性格が、貸借対照表の資本の部に直接的な変動を及ぼす取引として規定されているのである。

なお、自己株式取引の会計処理基準としては、次の2つの処理基準を指摘することができる⁵⁾。すなわち、① 一取引基準と② 二取引基準である。前者の① 一取引基準とは、自己株式の取得取引と自己株式の処分または消却取引とを一連の取引とみる処理基準である。この一取引基準を用いた場合、自己株式取引は、その処分取引または消却取引を行った時点において完結するとみなされる。したがって、企業は、自己株式の取得時点において資本の部の各項目を減額する処理を行わず、自己株式の処分または消却時点において資本の部の各項目の変動を認識することになる⁶⁾。一方、後者の② 二取引基準とは、自己株式の取得時点においては減資を、処分時点においては新株発行を行ったものとみなす処理基準である。したがって、この二取引基準を用いた場合には、自己株式の取得時点および売却時点の各時点において、払込資本または留保利益の変動を認識することになる。前述したように、「企業会計基準第1号」では、自己株式の取得時点において、当該自己株式の取得原価を資本の部に対する経過的な控除項目として計上すべきとされている。いいかえれば、自己株式の処分取引または消却取引が行われる

4) 自己株式処分差損については、これをその他資本剰余金から減額し、減額しきれない場合には、利益剰余金のうち当期末処分利益から減額（または当期末処理損失を増額）すべきとされている（「企業会計基準第1号」第22項）。

5) Patrick R. Delaney, Ralph Nach, Barry J. Epstein, and Susan Weiss Budak, *Wiley GAAP 2003 Interpretation and Application of Generally Accepted Accounting Principles* (Hoboken, NJ: John Wiley & Sons, 2002), pp. 707-708.

6) 一取引基準を用いた場合、自己株式の取得時点において資本項目の変動が認識されることはないが、資本項目に対する控除項目が計上されることについては留意すべきである。

まで、資本の部の各項目の変動を認識することは認められていない。つまり、「企業会計基準第1号」では、①一取引基準および②二取引基準の2つの処理基準うち、前者の①一取引基準にしたがった会計処理および表示方法を適用することが要求されているのである。

(2) 米国の会計基準における自己株式取引の

会計処理および表示方法

米国の「APBO6」によると、自己株式は、それが取得された目的に応じて、消却目的の自己株式と、これ以外の自己株式との2つに区分される。そのうえで、「APBO6」では、これらの2つに区分された自己株式のそれぞれに対して適用すべき会計処理および表示方法が示されている(第12項)。まず、消却目的の自己株式が取得された場合には、前述の2つの処理基準のうち二取引基準にしたがった会計処理および表示方法を適用すべきとされている。いいかえれば、自己株式の額面金額または表示金額を資本金から控除または直接減額し、さらに、自己株式の額面金額または表示金額と取得価額との差額が生じた場合には、当該差額を資本項目(資本剰余金もしくは留保利益またはこれら両方)の変動として認識することが要求されている。これに対して、消却目的以外の自己株式については、一取引基準および二取引基準のいずれかの処理基準にしたがった会計処理および表示方法を適用することが認められている。つまり、一取引基準と二取引基準の選択適用が認められているのである。なお、「APBO6」においても、自己株式取引において損益が計上されることは認められていない。このことから、自己株式取引の会計学的性格は、「企業会計基準第1号」と同様に、資本の部に直接的な変動を及ぼす取引として規定されているといえる。

ここまで検討した「企業会計基準第1号」および「APBO6」における自己株式取引に係る会計処理および表示方法を要約して示せば、表1のとおりである⁷⁾。

表1 わが国および米国の会計基準における自己株式取引の会計・開示

	会計処理	開示 (貸借対照表における表示)
わが国 企業会計基準 第1号	一取引基準	自己株式勘定を資本の部に対する包括的控除項目とする。
米 国 APBO6	一取引基準	自己株式勘定を資本の部に対する包括的控除項目とする。
	選択適用 二取引基準	自己株式勘定を表示しない。 選択適用 自己株式勘定を資本金に対する包括的控除項目とする。

(3) 自己株式取引の会計学的性格

前述のように、「企業会計基準第1号」および「APBO6」のいずれにおいても、自己株式の取得取引および処分取引において、損益を計上することが認められていない。つまり、これらの会計基準では、自己株式取引が、資産の取得取引および処分取引として性格付けられていないのである。

そもそも、自己株式取引は、企業が株主へ資本を払い戻す、または株主から資本を調達する取引である。いいかえると、自己株式の取得取引は、企業から株主へ資本が移転されるとともに、株主から企業へ株式が移転される取引(企業が株主に対して株式を発行し、株主から資本を調達する取引とは反対の取引)であるといえる。また、自己株式の処分取引は、株式を発行して株主から資本を調達する取引と同様の取引であるといえる。したがって、自己株式取引の会計学的性格は、それが株式を媒介とする企業と株主との取引であることから、払込資本の増

7) なお、「APBO6」では、消却目的以外の自己株式に対してのみ、一取引基準と二取引基準の選択適用が認められている。消却を目的として保有される自己株式については、前述したように、二取引基準が適用されることになる。

減取引（資本取引）として規定することが合理的であると考えられる。

3 自己株式取引の法的性格

(1) わが国の商法における自己株式取引の法的性格

わが国の商法では、配当可能限度額から定時株主総会において定められた利益の配当額または資本組入額を控除した金額を上限として、自己株式を取得することが認められている（第210条第3項）。これは、自己株式の取得を行ったことに起因する払込資本の毀損を防止するために、配当可能限度額を基礎とした金額が、自己株式を取得できる金額の上限とされているのである。このような規制は、法定資本を維持したうえで利益の配当を認める配当に関する規制と同一の規制であるといえ、わが国の現行の商法では、自己株式の取得と利益の配当が、同一の性格を有する取引（すなわち、留保利益の配当）として位置付けられているといえることができる。ちなみに、商法では、留保利益を減額するとともに自己株式の消却を行うことも認められている（第212条および第213条）。このことから、たとえ消却を目的とした自己株式を取得したとしても、払込資本を減額するとともに当該自己株式の消却を行うことが、商法上、必ずしも要求されてはいない。

なお、前述したように、法制審議会会社法（現代化関係）部会から公表された「試案」では、自己株式の取得および利益の配当を「剰余金の分配」として整理し、そのうえで、これらに対して統一的に規制すべきことが提案されている。ただし、このような規制が、現行の商法第290条において定められている配当可能限度額と実質的に同様の金額を用いて行われるのであれば、「試案」における「剰余金の分配」という概念と、現行の商法における「利益の配当」という概念とは、同様の性格を有する概念になると思われる。いいかえれば、いずれの概念も、払込資本の払い戻しとしての性格を有さず、実質的には留保利益の配当としての性格を有するものといえる。

ちなみに、商法施行規則では、期末に保有される自己株式については、これを資本の部において、資本金、資本剰余金および利益剰余金とは別の区分として表示することが要求されている（第91条第1項）。つまり、留保利益（利益剰余金）のみに対する控除項目として表示することは認められていない。

(2) 米国の「MBCA」における自己株式取引の法的性格

米国の「MBCA」では、自己株式の取得および配当（dividend）が、「分配」という概念に包摂されている（第1.40条および第6.40条）。そのうえで、以下のいずれかの状況に該当する場合、会社が株主に対して分配を行うことは禁止されている⁸⁾。

- ① 通常の営業過程における債務の支払期限の到来時点において、当該債務の支払いを行うことができない場合。
- ② 資産の総額が、(a) 負債の総額と (b) 会社の解散に際して残余財産分配優先権を有する株主に対して支払うことが必要となる額の合計額を下回る場合。

上記の①および②から明らかなように、「MBCA」では、わが国の商法とは異なり、会社財産の社外流出に関して、資本の維持という概念を基礎とした規制が行われていない。したがって、上記①および②の状況に該当しなければ、会社は、留保利益を配当することが可能であるとともに、払込資本の払い戻しを行うこと

8) ①および②の状況については、「分配」を行う時点のみの状況ではなく、「分配」を行うことによって、これらの状況に該当することが予想される場合も含まれる（「MBCA」第6.40条）。また、②の状況の該当の有無について検討するためには、資産および負債を測定することが必要となる。この測定に関して、「MBCA」の第6.40条に係る注釈（Official Comment）では、当該会社の状況に適合する会計慣行および会計原則に準拠して作成された財務諸表を基礎とすること、または、公正価値評価もしくはその他の評価手法を用いることのいずれを行うことも認められている。

も可能である。

また、「MBCA」によれば、会社は、自己株式を取得した場合、授權株式数のうち発行済株式数を減少させなければならない（第6.31条）。いいかえれば、自己株式の取得によって、会社が発行することができる授權株式数（授權株式数のうち未発行株式数）は増加することになる。つまり、「MBCA」では、「金庫株（Treasury stock）」が、未発行株式と同一の性格を有するものとして位置付けられているのである。なお、自己株式の取得は、株主に対する会社財産の社外流出をとまって行われる取引である。したがって、「MBCA」の規定に基づいた場合の自己株式の取得取引の性格については、会社財産を社外に流出するとともに、取得した自己株式の消却を行う取引と考えることが、最も合理的であると思われる。なお、ここでいう会社財産の社外流出とは、留保利益の配当のみならず、払込資本の払い戻しをも含めた概念であることについては留意すべきである。

4 自己株式取引の会計・開示に対する 商法（会社法）規定の制約

(1) わが国の状況

前述したように、自己株式取引は、株式を媒介とした企業と株主との資本の移転取引であることから、自己株式取引の会計学的性格については、これを払込資本の増減取引（資本取引）と規定することが合理的であるといえる。ただし、わが国では、払込資本（資本金）を減少させる場合、株主総会の特別決議、債権者に対する公告・催告といった商法における一定の手続きを行うことが要求される（商法第375条および第376条⁹⁾）。このような商法の規定によって、

9) また、資本準備金については、これを資本に組み入れる場合、取締役会の決議が必要とされる（第293条ノ3）。なお、資本準備金の減少については、資本準備金および利益準備金の合計額から資本の4分の1を控除した額を限度として、株主総会の普通決議と債権者に対する公告・催告といった一定の手続きを行うことを要件として認められる（第289条第2項）。

自己株式取引の会計および開示は、以下に述べる制約を受けることになる。

まず、最初の制約として、自己株式取引の会計処理を行う際、払込資本の減少を認識する会計処理を行うことが困難となることを指摘できる。いいかえれば、自己株式取引の会計処理基準のうち二取引基準については、商法における資本減少の手続きが制約となり、事実上、その適用が困難であるといえる。また、さらなる制約として、自己株式取引について一取引基準を適用する場合であっても、自己株式勘定を払込資本のみに対する控除項目として表示することが困難であることを指摘できる。そもそも、自己株式取引は、払込資本の増減取引といえることから、一取引基準を用いて自己株式取引の会計処理を行う場合には、その際に生じる自己株式勘定を払込資本に対する控除項目とすることが合理的である。しかし、このようにして自己株式を表示することについては、資本の減少に関する商法上の厳格な手続きが、その制約となると考えられる。なお、一取引基準を適用した場合に、自己株式の処分時点において自己株式の取得価額がその処分価額を下回ったときは、取得価額と処分価額との差額として自己株式処分差損が計上されることになる。しかし、この自己株式処分差損についても、これを払込資本（資本金および資本準備金）から減額することが困難であることを指摘できる。上述した自己株式取引の会計・開示に対する商法規定の制約について、これらを要約して示せば、表2のとおりである。

ちなみに、わが国では、「企業会計基準第1号」および商法施行規則のいずれにおいても、期末に保有されている自己株式については、これを資本の部に対する包括的な控除項目として資本の部の末尾に表示すべきとされている。つまり、わが国では、会計基準および商法の両者において、自己株式取引の会計処理および表示方法については、同一の方法を適用すべきとされている。

表2 自己株式取引の会計・開示に対する
商法規定の制約

	会計処理に対する制約	開示（表示方法）に対する制約
一取引基準	自己株式処分差損を資本金および資本準備金から減額することが困難である。	自己株式勘定を払込資本に対する控除項目とすることが困難である。
二取引基準	自己株式の取得時点において、払込資本を減額する会計処理を行うことが困難である。	自己株式勘定を用いる場合には、これを資本金に対する控除項目とすることが困難である。

(2) 米国の状況

米国の「MBCA」では、自己株式が未発行株式と同一のものとして位置付けられている。このような会社法の規定の内容と最も整合的な会計処理を行うのであれば、自己株式の取得時点において、当該自己株式を消却したとみなす会計処理を行うことが合理的であると考えられる。つまり、自己株式取引に対して二取引基準を適用するのである。また、「MBCA」では、払込資本の額を基礎とせずに分配（会社財産の社外流出）について規制していることから、「MBCA」と同様の内容を有する会社法（州法）を遵守している会社は、自己株式に関する財務会計情報を作成する際、払込資本を減額する会計処理および表示方法を適用することが可能であると考えられる。

なお、会社法とは、会社をめぐる種々の利害関係を調整することを主たる目的とした規範であると考えられ、投資者に対して提供される財務会計情報の作成・公表のための規範であることを第一義の目的とはしていないものと思われる。とくに、「MBCA」では、わが国の商法および商法施行規則とは異なり、財務会計情報に関する詳細な規定が示されていない。一般に認められた会計原則（GAAP）に基づいて財務諸表を作成する会社については、株主に対して報告される財務諸表についても、GAAPを用いて作成することが要求されているのみである

（第16.20条）¹⁰⁾。したがって、「MBCA」と同様の内容を有する会社法（州法）を遵守する会社（とくに公開会社）においては、その財務会計情報の作成する際、会社法の規定と整合的な会計処理を行うことが要求されるとは考えられない。ただし、米国の会計基準である「APBO6」においては、当該意見書と各州の会社法との間で自己株式に関する規定に不一致が存在する場合、各州の会社法において規定されている自己株式の会計処理方法を遵守すべきとされている（第13項）。つまり、自己株式取引に関する財務会計情報の作成する場合に、仮に会社法の規定による制約が生じたときは、会社法の規定にしたがった会計処理および表示を行うことが必要となる。

5 2つの次元からの自己株式取引の 会計・開示に関する検討

ここまでの検討から明らかなように、自己株式取引に関する会計基準である「企業会計基準第1号」および「APBO6」では、いずれにおいても、自己株式取引の会計処理として、損益を計上する処理を行うことは認められていない。このことは、自己株式取引の会計学的性格（資本取引としての性格）と整合的であることから、投資意思決定情報の提供という次元からみて合理性を有するということができる¹¹⁾。ただし、会社をめぐる利害関係の調整という次元からみた場合、自己株式取引を資本取引として処理することは、このような会計処理が、払込資本に増減をもたらすことになることから、その合理性について慎重に検討する必要性が生じる。前述

10) 「MBCA」の株主に対する財務報告に関する規定については、Robert W. Hamilton, *The Law of Corporations in a Nutshell* (St. Paul, MN: West Group, 2000), p. 608. (山本光太郎訳『アメリカ会社法』木鐸社、1999年、369-370ページ。)を参照。

11) なお、自己株式取引を資本取引として処理する場合であっても、一取引基準を適用すべきか、または二取引基準を適用すべきかについては、さらに検討を行う必要がある。

のように、わが国では、払込資本（とくに資本金）の減少について、商法上、厳格な手続きを行うことが要求されている。したがって、払込資本を安易に減少させることは認められない。わが国の商法におけるような払込資本を維持することによって利害関係の調整を図るという次元からみれば、自己株式の取得取引については、これを留保利益の配当として性格付けることにも合理性を見出すことができるのである。これに対して、「MBCA」のように、払込資本の額を基礎とせずに分配（会社財産の社外流出）について規制するのであれば、自己株式の取得時点において、払込資本を減額する会計処理を行うことも可能である。この場合は、投資意思決定情報の提供という次元からみても合理性を有する自己株式取引の会計処理（すなわち、自己株式取引を資本取引として行う会計処理）を適用することが可能となる。ただし、払込資本の額を基礎とせずに利害関係の調整する仕組みの特徴および問題点については、今後さらに検討を加えなければならない課題である。

また、自己株式取引の開示についてみると、「企業会計基準第1号」では、一取引基準を適用した際に計上される自己株式勘定を、資本の部に対する包括的な控除項目として貸借対照表において表示すべきとされている。このような表示方法は、「APBO6」においても、消却以外の目的で保有される自己株式に対して認められている表示方法である。投資意思決定情報の提供という次元からみれば、一取引基準を適用した場合に計上される自己株式勘定については、これを払込資本のみに対する控除項目とすることが最も合理的であると考えられる。ただし、払込資本を維持することによって利害関係の調整を図るという次元からみれば、当該自己株式勘定を払込資本のみに対する控除項目とすることは困難であるといえる。つまり、自己株式勘定の表示方法についても、上述した自己株式取引の会計処理方法と同様の問題が生じることになるのである。投資意思決定情報の提供という次元からみて合理的と考えられる自己株式取引

の開示を行うためには、利害関係の調整を図るための仕組みのあり方（すなわち、資本制度の必要性の有無）についても検討しなければならない。

6 おわりに

本稿では、わが国と米国における自己株式取引の会計・開示の特徴および問題点を明らかにするため、まず、わが国と米国の自己株式に係る会計基準について着目し、ここで示されている自己株式取引の会計処理および表示方法の特徴について検討した。ここでの検討によって、わが国の「企業会計基準第1号」では、自己株式取引に対して一取引基準を適用すべきとされており、一方、米国の「APBO6」では、消却目的以外の自己株式取引に対しては、一取引基準と二取引基準の選択適用を認めていることが明らかとなった。一取引基準または二取引基準のいずれを適用すべきかについては、今後さらに検討を加えていかなければならない課題であるといえる。なお、「企業会計基準第1号」および「APBO6」のいずれにおいても、自己株式取引の会計処理として、損益を計上する処理を行うことは認められていない。つまり、いずれの会計基準においても、自己株式取引が、資本取引として規定されていると考えることができる。自己株式取引とは、株式を媒介として企業と株主との間で資本が移転する取引であり、払込資本の増減取引として規定すべき取引である。したがって、投資意思決定情報を作成する際の規範となる会計基準において、自己株式取引が資本取引として規定されることは、合理的であるといえることができる。

また、本稿では、自己株式取引に係る会計基準のみに着目することをせず、わが国の商法および米国の「MBCA」における自己株式に係る規定についても着目した。本稿では、まず、わが国の商法においては、自己株式の取得および配当が、同一の性格を有する取引として性格付けられていることを明らかにした。一方、米国の「MBCA」においては、自己株式の取得

取引が、留保利益の配当のみならず、払込資本の払い戻しを含めた概念として性格付けられていることを明らかにした。このような法的性格の相違は、商法と「MBCA」における利害関係の調整を図るための仕組みの相違に起因すると考えられる。すなわち、わが国の商法では、法定資本を維持することによって利害関係の調整を図る仕組み（資本制度）が確立していることから、自己株式の取得については、配当可能限度額を基礎とした金額を上限として認められている。いいかえれば、自己株式の取得に起因する払込資本の毀損を防止するために、自己株式の取得および配当は、同一の性格を有する取引として位置付けられているのである。このことから、本稿において明らかにしたような自己株式取引の会計・開示に対する制約が生じることになる。これに対して、米国の「MBCA」では、会社財産の社外流出（分配）について、とくに払込資本および留保利益という資本の源泉別分類にしたがった規制がなされていない。「MBCA」では、会社財産の社外流出については規制されているが、社外流出にともない減少する資本項目の性格については、規制の対象とされていないのである。このことから、「MBCA」と同様の内容の会社法（州法）を遵守する会社であれば、自己株式取引の会計・開示において、一取引基準を適用した場合に生じる自己株式勘定を、払込資本に対する控除項目とすることが可能であり、また、自己株式取引に対して二取引基準を適用することも可能である。

法定資本を維持することによって利害関係の調整を図るという次元からみれば、払込資本の減少については、これを厳格に規制することが必要となる。しかし、自己株式取引とは、そもそも、払込資本の増減取引であると考えられる。つまり、投資意思決定情報の提供という次元からみれば、自己株式取引を払込資本の増減取引として開示することこそが重要なのである。法定資本の維持によって利害関係の調整を図る仕組み（資本制度）が、自己株式取引の会計・開

示に一定の制約を及ぼしているというわが国の現在の状況においては、このような仕組みの必要性の有無について検討することが、避けては通れない課題となっている。ただし、この課題についての検討は、利害関係の調整という次元からなされるべきものであることについては留意すべきであろう。

〈主要参考文献〉

- Accounting Principles Board (APB), APB Opinion No. 6, *Status of Accounting Research Bulletins* (New York, NY: AICPA, 1965).
- Committee on Corporate Laws, *Model Business Corporation Act: Official Text With Official Comment and Statutory Cross-References, Revised Through 2002* (Chicago, Ill: American Bar Association, 2002).
- Patrick R. Delaney, Ralph Nach, Barry J. Epstein, and Susan Weiss Budak, *Wiley GAAP 2003 Interpretation and Application of Generally Accepted Accounting Principles* (Hoboken, NJ: John Wiley & Sons, 2002).
- Robert. W. Hamilton, *The Law of Corporations in a Nutshell* (St. Paul, MN: West Group, 2000).
- W. E. Karrenbrock, and H. Simons, *Intermediate Accounting* (Cincinnati, OH: South-Western Publishing Company, 1958).
- W. A. Paton, "Postscript on "Treasury" Shares", *The Accounting Review* 44 (April), pp. 276-283.
- 新井清光『資本金論』中央経済社、1965年。
- 安藤英義「商法における資本制度の揺らぎと「資本の部」の表示」『会計』第162巻第2号（2002年8月）、1-14ページ。
- 安藤英義「株式会社の資本制度崩壊の兆し」『会計』第164巻第3号（2003年9月）、1-14ページ。
- 伊藤邦雄『会計制度のダイナミズム』岩波書店、1996年。
- 伊藤靖史「アメリカにおける資本制度と債権者保護」『商事法務』第1601号（2001年7月25日）、11-18ページ。
- 江頭憲治郎・森本 滋・相澤 哲・永井智亮「座談

- 会『会社法制の現代化に関する要綱試案』をめぐって』『商事法務』第1685号（2004年1月5日），8-27ページ。
- 梶田龍三『自己株式会計論』白桃書房，2001年。
- 神田秀樹・武井一浩『新しい株式制度—実務・解釈上の論点を中心に—』有斐閣，2002年。
- 企業会計基準委員会，企業会計基準第1号『自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準』2002年。
- 岸田雅雄「新株式制度の企業会計への影響」『企業会計』第53巻第12号（2001年12月），18-25ページ。
- 岸田雅雄『株式制度改革と金庫株』中央経済社，2002年。
- 柴 健次『自己株式とストック・オプションの会計』新世社，1999年。
- 野口晃弘「商法改正と自己株式の会計」『企業会計』第53巻第12号（2001年12月），26-31ページ。
- 野口晃弘「商法改正と資本金の再構築」『会計』第162巻第5号（2002年11月），14-23ページ。
- 野口晃弘『条件付新株発行の会計』白桃書房，2004年。
- 年。
- 法制審議会会社法（現代化関係）部会『会社法制の現代化に関する要綱試案』2003年。
- 法務省民事局参事官室『会社法制の現代化に関する要綱試案補足説明』2003年。
- 森本 滋「序論—わが国会社法の資本制度関連改正の動向」『商事法務』第1601号（2001年7月25日），4-10ページ。
- 弥永真生「商法施行規則の制定と資本の部の変容」『企業会計』第54巻第6号（2002年6月），34-40ページ。
- 弥永真生「計算・資本関係の規定の改正」『商事法務』第1639号（2002年9月15日），4-12ページ。
- 弥永真生『「資本」の会計—商法と会計基準の概念の相違—』中央経済社，2003年。
- 弥永真生「会社の計算」『商事法務』第1689号（2004年2月25日），46-52ページ。
- 山本光太郎『アメリカ会社法』木鐸社，1999年。

（受理 2004年7月9日）